

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年1月6日(2025.1.6)

【公開番号】特開2023-108206(P2023-108206A)

【公開日】令和5年8月4日(2023.8.4)

【年通号数】公開公報(特許)2023-146

【出願番号】特願2022-9201(P2022-9201)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和6年12月20日(2024.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それが複数種の装飾図柄を含む第一装飾図柄群、第二装飾図柄群および第三装飾図柄群が変動表示され、当否抽選結果が当たりとなる場合には前記第一装飾図柄群、前記第二装飾図柄群および前記第三装飾図柄群のそれから選択された第一装飾図柄、第二装飾図柄および第三装飾図柄が同種のものとなる遊技機であって、

前記第一装飾図柄群および前記第二装飾図柄群のそれから選択されて示された第一装飾図柄と第二装飾図柄が同種のリーチ図柄となることがリーチの成立とされており、

前記リーチが成立したことを条件として発生しうるものであり、遊技者が操作可能な操作手段の操作を促す特定操作演出を実行することが可能であり、

前記特定操作演出は、前記リーチ図柄である前記第一装飾図柄と前記第二装飾図柄の間である所定位置に前記操作手段を表した操作画像が表示されることで遊技者に対し前記操作手段の操作を促すものである

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第一装飾図柄群と前記第二装飾図柄群が変動表示されており、前記リーチが成立するかどうか判明していない状態にて、前記第一装飾図柄群と前記第二装飾図柄群の間で前記操作画像が変動表示されることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記リーチが成立しない場合には、前記所定位置にて前記操作画像が停止せず、前記特定操作演出が実行されないことを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

30

40

50